【業務提案書　補足資料】

1　就職者数及び職場実習件数のカウントについて

（1）　共通事項

法人の利用者等に対して直接的な支援を行ったことにより就職に結びついたもの、法人が実習先を開拓（依頼）し実習に至ったものが該当します。

※ あくまで法人の支援対象者であることが必要です。

（2）　「就職者数」のカウントについて

① 原則として、1ヵ月以上の雇用契約を締結したものをカウントできるものとします。

※ 結果的に1ヵ月未満で退職したものについてもカウント可。

② 就職先の労働時間については特に問いません。

③ 就労継続支援Ａ型事業への就職については、カウントできないものとします。

④ 就職した後に離職し、再就職した場合には、それぞれ1名分をカウントできるものとします。

⑤ 就職内定者についてはカウントできるものとします。（単なる就職見込みはカウントできません。）

（3）　「職場実習実施件数」のカウントについて

① 原則として、実習の実施期間が3日以上4ヵ月以内のものをあっせんした場合に、カウントできるものとします。

そのほか、次の制度をあっせんした場合には職場実習としてカウントすることができるものとします。

（ⅰ）職場適応援助者（ジョブコーチ）による雇用前支援

※ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の地域障害者職業センターが行う職場適応援助者による支援事業、又は障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）の助成対象となった支援に限る。

（ⅱ）職場適応訓練（一般、短期）

（ⅲ）障害者委託訓練のうち「実践能力習得訓練コース」（事業所現場を活用した訓練）

※ 障害者委託訓練のうち自法人が受託した「知識・技能習得訓練コース」であって、当該コースの中に事業所での職場実習を組み込んで実施したもの

（ⅳ）都道府県労働局等の事業として実施された職場実習事業

（ⅴ）都道府県又は市町村が独自施策として講じている職場実習制度（精神障害者社会適応訓練事業を含む）

② 就労継続支援Ａ型事業での実習のあっせんは、カウントできないものとします。

③ 法人が企業等から請け負った業務への従事については、職場実習としてカウントできないものとします。

④ 職場実習の日数、時間に限らず、1事業所、1人につき1件とカウントします。

⑤ 職場実習の実施件数は、開始月でカウントすることとします。

２　就業（実習）先の業種・職種（職務)、就職時期（実習期間）等のリスト　作成例

＜就職者リスト例＞

氏名	障害	事業所名	業種	職種	就職日	備考
A	聴覚障害	α	サービス業	経理事務	令和 8 年 1 月 4 日	
B	知的障害	β	製造業	パン製造補助	令和 7 年 10 月 2 日	
C	知的障害	γ	販売業	販売店員	令和 6 年 9 月 4 日	トライアル雇用
D	精神障害	δ	販売業	清掃、品だし	令和 5 年 6 月 20 日	

：
：
：
：

＜職場実習リスト例＞

氏名	障害	事業所名	業種	職種	実習期間	備考
V	聴覚障害	α	サービス業	介助員	令和 8 年 1 月 15 日～1 月 26 日（延べ 10 日）	短期職場適応訓練
W	知的障害	β	製造業	計器組立補助	令和 7 年 10 月 2 日～10 月 6 日（延べ 5 日）	
X	知的障害	γ	リサイクル業	分別作業	令和 6 年 9 月 4 日～9 月 22 日（延べ 15 日）	
Y	精神障害	δ	販売業	品だし、包装	令和 5 年 5 月 22 日～6 月 16 日（延べ 20 日）	ジョブコーチ雇用前支援

：
：
：
：

注）延べ日数とは、実際に実習を実施した日を指す